大日本青嵐同志社	木村　清	二四、九、二八
日本応援団	松本　剛	二四、一〇、一六
日本介護家政事業政治連盟	宮本　篤佳	二四、一〇、三一
南野知恵子と共に政策を考える会	南野知恵子	二四、九、三〇
松永党	松永　和彦	二四、一〇、三〇
大和政論社	畠山　唯	二四、一〇、三
大和民族協議会	畠山　唯	二四、一〇、三

○総務省告示第四百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
公職の種類			
百武　威　衆議院議員	奈良県大和郡山市藤原町二―一二	百武　威	二四、一〇、一九
山口あずさ　衆議院議員	東京都西東京市向台町四―八―七	山口あずさ	二四、九、一〇

○総務省告示第四百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

資金管理団体の名称	異動事項	旧	新
公職の種類			
小此木八郎　衆議院議員	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央一―一三―九	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町一七―一九
与謝野　馨　衆議院議員	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷二―一四	東京都新宿区四谷二―一三
米津　等史　衆議院議員	主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋三―一一―七	東京都中央区日本橋小舟町一―六

○総務省告示第四百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
松永　和彦	衆議院議員	松永党	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五―五九―一五	松永　和彦	二四、一〇、三〇
山田　豊敏	参議院議員	近代政策懇話会	東京都江戸川区清新町一―四―一	山田　豊敏	二四、八、一四
代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地		資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
松下　忠洋	衆議院議員	松洋会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町二七―二三		二四、九、一九

備考　松洋会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は松下忠洋である。

○総務省告示第四百七十九号

国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（千九百七十九年ジュネーブ）は、二千十二年のスイス連邦ジュネーブにおける世界無線通信会議において改正された。

この会議の最終文書は、次のとおりである。

平成二十四年十二月二十七日

総務大臣　樽床　伸二

世界無線通信会議（WRC-12）（2012年ジュネーブ）の最終文書

前文

世界無線通信会議（2007年ジュネーブ）は、世界無線通信会議を4週間の会期で2012年に開催するよう、理事会に対して勧告することを決議第805（WRC-07）により決議した。

2008年次理事会は、理事会決議第1291（改）により、会議を2012年1月23日から2月17日までジュネーブにおいて開催することを決議し、その議題を定めた。議題、日程及び場所については、必要とされる過半数の構成国により承認された。

世界無線通信会議（WRC-12）が規定された期間ジュネーブにおいて開催され、理事会によって承認された議題に基づいて討議を行った。会議では、本最終文書に含まれるとおり、無線通信規則及びその付録の改正を採択した。

本会議では、議題に基づいて、本最終文書に含まれるとおり、既存の決議及び勧告の見直し並びに改正並びに様々な新しい決議及び勧告の採択を含む必要又は適切と考えられるその他の決定を行った。

WRC-12において改正された無線通信規則に含まれる規定の大部分は、2013年1月1日に発効する。残りの規定については、改正された無線通信規則の第59条に規定する特別な適用日から適用する。

自国の権限ある機関による承認を条件とする本最終文書に含まれる無線通信規則の改正について署名する代表は、連合のある構成国が、改正された無線通信規則のうち1つ又はそれ以上の規定の適用に関して留保する場合には、他の構成国は当該構成国との関係においてこうした規定を遵守する義務を負わないことを宣言する。

以上の証拠として、次に掲げる国際電気通信連合の構成国の代表は、それぞれの自国の権限ある機関を代表して、本最終文書の1通に署名した。矛盾がある場合は、仏文版の文書を優先する。この文書は、連合に寄託する。事務総局長は、認証謄本1通を国際電気通信連合の各構成国に交付する。

2012年2月17日にジュネーブで作成した。

（署名略）

第3条　局の技術特性

改　3.7　送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して、本規則に定める帯域外発射又は帯域外領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。このレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射又は不要発射の制限に関して関連するITU-Rの勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。

第4条　周波数の割当て及び使用

第I節　一般規則

削　4.15A

追　4.23　高高度プラットフォーム局への送信又はこの局からの送信は、第5条に明確に定められた周波数帯に限る。